

2 監事の意見書

監事の意見書

定款第41条第2項及び農業保険法第53条第1項の規定により、上半期においては、令和元年10月29日理事より提出された令和元年度前期業務概況及び残高試算表等に基づき、令和元年11月1日から11月28日までの実13日間で調査を遂げ、また、決算期においては、各支所等の事業報告書等に基づき、令和2年4月16日から令和2年5月12日までの実10日間で、更に令和2年5月13日理事より提出された令和元年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び不足金処理案の各事項について、令和2年5月14日、15日、20日に調査を遂げ、その正確適正なることを認めます。

なお、組合の運営は大変厳しい状況にあることから、より一層の業務効率化及び事務統一を早急に進め健全な組合運営に努めていただきたい。

令和2年5月28日

宮城県農業共済組合

代表監事	門 間 等
監 事	富 田 幸 三
監 事	門 脇 政 喜